

債権の放棄について

中野区の債権の管理に関する条例第5条の規定に基づき、次のとおり債権を放棄した。

債権の名称 (所 管)	発生状況等	人数 (件数)	債権額	放棄事由・放棄年月日等
高額療養費資金 貸付金返還金 【区民部】 保険医療課	高額療養費 資金貸付金 返還金未払い 平成19年度分	1人 (1件)	32,500円	平成31年度に時効が完成した債権で、債務者に履行請求したが履行の見込みがたたないため、令和2年1月20日に債権放棄した。
一時保育事業 自己負担金 【子ども教育部】 子ども家庭支援センター	一時保育事業 自己負担金 未払い 平成20年度分	1人 (1件)	7,100円	平成30年度に時効が完成した債権で、債務者に履行請求したが履行の見込みがたたないため、令和2年1月10日に債権放棄した。
学童クラブ おやつ代 【子ども教育部】 育成活動推進課	学童クラブ おやつ代 未払い 平成19～21 年度分	2人 (16件)	20,000円 ※1人あたりの 最高額 18,750円 最低額 1,250円	平成30・31年度に時効が完成した債権で、債務者に履行請求したが履行の見込みがたたないため、令和2年1月9日に債権放棄した。
訪問食事サービス 自己負担金 【地域支えあい 推進部】 介護・高齢者 支援課	訪問食事 サービス 自己負担金 未払い 平成15～18 年度分	5人 (193件)	92,950円 ※1人あたりの 最高額 35,200円 最低額 2,750円	平成30年度に時効が完成した債権で、3人は死亡し、その相続人及び2人の債務者に履行請求したが履行の見込みがたたないため、令和2年1月14日に債権放棄した。

債権の名称 (所 管)	発生状況等	人数 (件数)	債権額	放棄事由・放棄年月日等
生業資金貸付金 返還金 【健康福祉部】 生活援護課	生業資金 貸付金返還金 未払い 平成2年度分	1人 (1件)	462,128円	平成26年度に時効が完成した債権で、債務者は死亡し、相続人に履行請求したが相続人の所在が不明で債権回収の見込みがたたないため、令和2年1月9日に債権放棄した。
自立生活資金 貸付金返還金 【健康福祉部】 生活援護課	応急資金 貸付金返還金 未払い 平成26年度分	1人 (1件)	58,000円	借受人が死亡し、相続人が平成31年度に破産事件の免責決定を受けたことから、令和2年1月9日に債権放棄した。
区営住宅 使用料・共益費 【都市基盤部】 住宅課	区営住宅 使用料・共益費 未払い 平成26～27 年度分	1人 (35件)	815,600円	借受人が平成31年度に破産事件の免責決定を受けた事から、令和2年1月16日に債権放棄した。
合 計		12人 (248件)	1,488,278円	